

市有物件売却・入札心得

- 1 入札は、総金額をもって記入して下さい。
- 2 代理人が入札に参加するときは、代表者の委任状を提出して下さい。
- 3 次の各号の1に該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名、押印がないとき。
 - (4) 入札者（代理人）が同一事項について二以上の入札をしたときの双方の入札
 - (5) 代理人が委任状を提出しないで入札したとき。
 - (6) 不当にせり下げる目的をもって談合したとき。
 - (7) その他入札に関する条件に違反した入札
- 4 一度提出した入札書の引換変更、又は取消を認めません。
- 5 入札保証金は、入札金額の100分の5以上を入札執行前に納付して下さい。
- 6 落札者が契約を締結しない場合には、前項5の入札保証金は深川市に帰属します。
- ~~7 開札の結果、予定価格に達しないときは、再度入札を行います。~~
- 8 最低売却価格を超える最高額入札者を落札者とします。
- 9 同札があった場合は抽選により決定します。
- 10 落札は、即時口頭をもって落札者に通知します。
- 11 落札者は、8日以内に売買契約を締結するものとします。
- 12 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。
- 13 落札者が次の各号に該当するときは、落札を取り消します。
 - (1) 売買契約の締結を辞したとき、又は指定した日までに締結しないとき。
 - (2) 入札に際し、不正があったと認められるとき。
- 14 前各号のほか、全て入札執行者の指示によるものとします。